

令和7年第10回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年5月22日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年5月22日（木）午前11時10分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山上 ますみ

（書記） 島田 直子 佐谷 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 2 1 号 渋谷区立学校文書管理規程の一部改正について

議案第 2 2 号 渋谷区立学校事案決定規程の一部改正について

議案第 2 3 号 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 2 4 号 工事請負契約に関する意見について

議案第 2 5 号 渋谷区幼保一元化施設条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第 2 6 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

協議

- (1) 令和 7 年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

[資料 1 : 令和 7 年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書 (評価対象 : 令和 6 年度執行事業)]

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

[資料 2 : 旅館業法に基づく旅館業営業申請について]

- (2) 令和 7 年度児童・生徒・園児数及び学級数について

[資料 3 : 令和 7 年度児童・生徒・園児数及び学級数について]

- (3) 令和 6 年度 (下半期) 放課後クラブ事故報告について

[資料 4 : 令和 6 年度 (下半期) 放課後クラブ事故報告集計]

議事運営等

○令和7年第10回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に平岩委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、今年度の指導課訪問が、5月9日の千駄谷小学校より開始した。授業の様子を見る機会であるため、是非教育委員の方に御参加願いたい。次に、5月15日に利用団体向け施設開放説明会が行われた。また、5月17日に予定されていた原宿外苑中学校・代々木中学校の運動会は、雨天順延となり、それぞれ18日と19日に実施された。次に、5月19日に加藤委員の御紹介で、アメリカンスクールインジャパンの視察を行った。アメリカの教育システムを利用しているため、異なる部分もあったが、渋谷区の目指している教育目標と共通する部分もあった。最後に、5月20日はブルガリア大統領夫人が幡代小学校に表敬訪問され、ブルガリア料理の給食などを通じて、子供達との交流を深めた。

◆議案第21号

渋谷区立学校文書管理規程の一部改正について

◆議案第22号

渋谷区立学校事案決定規程の一部改正について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育政策課長が説明)

○まず、議案第21号「渋谷区立学校文書管理規程の一部改正について」説明する。本議案は、文書管理に係る学校固有のシステムの運用開始に伴い、規定の整備を行うため、当該規程の一部を改正する必要があるので、この案を提出するものである。学校における文書管理については、現行の教育ICT基盤における校務支援システムにて管理している指導要録や児童・生徒の健康診断票等、また、行政の文書管理システムにて処理しているものを除き、教員が作成する文書の決裁は、全て紙による起案及び決裁処理を行っている。今回、基盤更新に先駆けて、校務の効率化、教員の負担軽減、ペーパーレス化の推進を目的として、教職員の決裁システムを構築した。今回の改正は、当該システムの導入に伴い、関係する規程の改正を行うものである。規程の改正内容については、資料2枚目の新旧対照表に基づき説明する。第3条第1項第5号については、用語の定義として、文書管理システムに学校固有のシステムを含む旨を明記した。第6条第1項・第2項、第8条第1号・第2号については、文言の整理を行った。施行日は、令和7年6月1日である。次に、議案第22号「渋谷区立学校事案決定規程の一部改正について」説明する。改正理由は、先ほどと同様

である。規程の改正内容については、資料２枚目の新旧対照表により説明する。第１条及び第９条第３項については、文言の整理である。第１２条第１項においては、事案の決定方法として、原則として文書管理システムを用いることを規定し、また、システムによる決裁とすることから、署名又は押印をシステムによる承認へと変更している。同条第２項及び第３項についても文言の整理である。同条第４項においては、起案事由に関係する者に供覧する場合の取扱いについて、紙を前提とした写しの供覧を、システムによる供覧へと変更している。第１３条においては、決定関与者が確認した際に署名又は押印すると規定していたが、これをシステムによる確認へと変更している。第１４条については、文言の整理である。施行日は、令和７年６月１日である。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○文言の整理について、法則があるのか。

(教育政策課長)

○例規文には一定の決まりがあり、それに合致するよう改正を行っている。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第２３号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第２３号「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、令和４年法律第６７号「刑法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、別記様式第３号（処分説明書）における「禁錮以上の刑」を「拘禁刑以上の刑」に改正する必要があるため、この案を提出するものである。次に、新旧対照表を参照されたい。今回の改正は様式の改正で、本文の改正はない。改正対象は別記第３号様式であり、改正前後の様式（第９条関係）を参照されたい。「（一時差止処分の取消し）」欄に記載されている「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものである。施行日は、令和７年６月１日である。

—◇質疑応答 —————

○なし。

――◇議事結果――

○原案どおり可決。

◆議案第 24 号

工事請負契約に関する意見について

――◇説明要旨――

(※別紙資料に基づき未来の学校担当課長が説明)

○議案第 24 号「工事請負契約に関する意見について」説明する。本議案は、6 月 3 日から開催される令和 7 年第 2 回区議会定例会に、工事請負契約 5 件の議案が提出されることに伴い、この案を提出するものである。区の条例により予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負は、議会の議決が必要とされている。次に、議案の内容について説明する。1 件目の広尾中学校複合施設(仮称)建設建築工事請負契約について、「契約の目的」は、「広尾中学校複合施設(仮称)建設建築工事」、「契約の方法」は「制限を付した一般競争入札」、「契約金額」は 124 億 7,730 万円である。「契約の相手方」は「東急・守谷・升川建設共同企業体」で、「工期」は「契約の日から令和 10 年 11 月 30 日まで」である。次に、2 件目は、広尾中学校複合施設(仮称)建設電気設備工事請負契約である。「契約の目的」は、「広尾中学校複合施設(仮称)建設電気設備工事」、「契約の方法」は「制限を付した一般競争入札」、「契約金額」は 18 億 2,930 万円である。「契約の相手方」は「三栄・マキノ建設共同企業体」で、「工期」は「契約の日から令和 10 年 11 月 30 日まで」である。次に、3 件目は広尾中学校複合施設(仮称)建設機械設備工事請負契約である。「契約の目的」は、「広尾中学校複合施設(仮称)建設機械設備工事」、「契約の方法」は「制限を付した一般競争入札」、「契約金額」は 25 億 6,190 万円である。「契約の相手方」は「川崎・大和管特定建設工事共同企業体」で、「工期」は「契約の日から令和 10 年 11 月 30 日まで」である。次に、4 件目は松濤中学校建設建築工事請負契約である。「契約の目的」は、「松濤中学校建設建築工事」、「契約の方法」は「制限を付した一般競争入札」、「契約金額」は 87 億 5,930 万円だ。「契約の相手方」は「東急・住協・西村建設共同企業体」で、「工期」は「契約の日から令和 11 年 3 月 15 日まで」である。最後に、5 件目は松濤中学校建設電気設備工事請負契約である。「契約の目的」は、「松濤中学校建設電気設備工事」、「契約の方法」は「制限を付した一般競争入札」、「契約金額」は 13 億 1,450 万円である。「契約の相手方」は「東邦・丸子建設共同企業体」で、「工期」は「契約の日から令和 11 年 3 月 15 日まで」である。なお、松濤中学校の機械設備工事については、入札が不調となったため、今後再度の入札を行う予定と契約所管課から聞

いている。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○無事に入札が落ち、工事が進められることとなった。松濤中学校の機械設備工事については、全体のスケジュールには影響がない。

(松本委員)

○当初予定額からどれくらい増えているか。また、工事監理業務委託については以前議案となっていたか。

(未来の学校担当課長)

○1点目について、例えば、広尾中学校複合施設(仮称)建設建築工事では、予定金額は124億7,785万円であり、落札率としては99.9%となった。他の工事についても、同程度の落札率である。今回、金額を事前に公表しているためだと考えられる。2点目について、区の条例において、今回の工事契約とは異なり、工事監理業務委託に対しては、区議会定例会に提出する対象とはならない。そのため、教育委員会の意見を求められていない。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第25号

渋谷区幼保一元化施設条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○議案第25号「渋谷区幼保一元化施設条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、保育料の額を無料とする乳幼児の範囲を拡大するに当たり、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。次に、新旧対照表を参照されたい。まず、右側に記載された改正前の本条例の構成についてであるが、今回、第8条については改正がないため、この新旧対照表には記載がない。ただし、国の制度を前提として、3・4・5歳の保育料は無償であり、また、条例第8条第1項には、0・1・2歳の保育料は8ページ以降に記載されている別表第2に定める額であることが規定されている。端的に申し上げますと、今回改正される第9条第1項では、「0・1・2歳の保育料は、第8条第1項において別表第2に定める額が掛かるとされているが、特例として次に掲げる第1号・第2号の場合は無償とする」ことが規

定されている。具体的に、第1号においては、第2子以降は無償、第2号においては第1子であっても課税所得が基準以下の一人親世帯は無償とすることが定められている。0・1・2歳の保育料については、都の制度により段階的に無償化が進められており、現在は「第2子以降は無償」となっているが、この対象が9月より「第1子」にまで拡大される。すなわち、すべての0・1・2歳の保育料が無償となる。そのため、左側に記載された改正後の内容においては、第9条第1項第1号及び第2号を削除し、第9条第1項において、保護者と生計を一にする全ての0・1・2歳の保育料は特例により無償とする旨に改正する。施行期日は、令和7年9月1日である。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○預かり保育を利用している保護者の支払額は、別表第2に規定する保育料額と預かり保育料額を合算したもののか。

(学務課長)

○そのとおりで、保育料額は全員に掛かる額で、預かり保育料額は預かり保育を利用している保護者に追加で掛かる金額を示している。今回無償になるのは、保育料額である。

(平岩委員)

○東京都と区の負担割合はどのようなになっているか。

(学務課長)

○公立の施設の場合、東京都と市区町村が各2分の1ずつの負担割合となっている。

—◇議事結果 —————

○原案どおり可決。

◆議案第26号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料に基づき教育指導課長が説明)

○議案第26号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について」説明する。本議案は、労働者が仕事と

介護の両立支援制度を十分活用できないまま、介護離職に至ることの防止を目的に、育児・介護休業法の改正が行われることとなったことを踏まえ、仕事と介護の両立支援制度の個別周知と意向確認により、効果的な周知が図られるとともに、両立支援制度を利用しやすい雇用環境の整備を行うに当たり、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出するものである。次に、新旧対照表を参照されたい。まず、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第18条（介護休暇）について述べる。後述する第18条の4の新設に伴い、「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者」を、第18条の4第1項において「配偶者等」とする略称規定を設けるものである。次に、第18条の4（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）について述べる。同条第1項においては、教育委員会が、第18条第1項に規定する配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対し、仕事と介護の両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）の周知を行うとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請に係る意向を確認するための面談等の措置を講じなければならない旨を規定する。第18条の4第2項においては、教育委員会が、職員が40歳に達した日の属する年度において、当該職員に対し同条第1項に定める周知を行わなければならない旨を規定するものである。さらに、第18条の5（勤務環境の整備に関する措置）においては、教育委員会が、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請が円滑に行われるようにするため、職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施等の措置を講じなければならない旨を規定する。なお、介護両立支援制度等の整備に関する詳細については、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」において別途定める予定である。

--◇質疑応答 -----
○なし。

--◇議事結果 -----
○原案どおり可決。

◆協議 1

令和7年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

--◇説明要旨 -----
（※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明）
○まず、本年度の点検・評価については、令和6年度に実施した事業の執行状況

を対象とする。対象事業については、俯瞰的、かつ、継続的な点検・評価を行うことを前提として、「渋谷区長期基本計画」及び「渋谷区実施計画２０２３」に掲げる施策を基に、対象事業の選定を行っている。前年度からの変更点を改めて説明する。まず、「２ 学校教育の充実」のうち、（１）グローバル社会を生き抜く「知恵を身に付けた社会人」の育成の推進②探究「シブヤ未来科」教育の充実については、令和６年度より「シブヤ未来科」を「探究『シブヤ未来科』」に変更したことに伴い、事業名を変更している。また、（６）読書活動の充実については、新しい学校図書館システムにおいて、電子書籍やオーディオブックが活用できることとなり、読書活動が必ずしも「学校図書館」にて行われることではなくなっていることから、事業については「学校図書館運営」から「読書活動の充実」に変更する。次に、「４ 学校・家庭・地域の連携」「（１）学校への地域人材等の参画の推進」「①コミュニティ・スクール・地域学校協働本部」については、昨年度の段階で既に事業目標や課題・今後の取組等において地域学校協働本部について加えられていることから、事業名称としてもしっかりと伝わるように、修正している。最後に今後のスケジュールだが、５月から７月まで内部評価、７月下旬から８月に学識経験者の意見聴取、１０月に教育委員会で報告書案の協議と議決、その後、区議会への報告を経て、報告書を公表していく予定である。なお、御意見をいただく学識経験者につきましては、昨年度と同様に２人の御意見をいただく予定としている。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○協議終了とする。

◆報告 １

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————

（※別紙資料２に基づき教育政策課長が説明）

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について、２件の申請を一括して報告する。１件目について、「１ 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約１０メートルの地点に所在しており、旅館業法第３条第４項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「２ 検討」については、３つの観点から検討結果を記載している。まず、（１）建築物の立地に関する観点では、当該建

建築物は、中幡小学校が見える位置に建築されていることから、建物より学校生活を俯瞰できないような配慮が必要になる。そのため、順番が前後するが、（３）事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び中幡小学校と協議の場を設けることを確認している。加えて、学校が見える道路側の窓はすりガラスフィルムを貼ること、窓に鍵を設置し、宿泊者が開閉できないようにするといった、建物より学校生活を俯瞰できないよう対策を講じることを確認している。最後に（２）通学路に関する観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に、以上を踏まえ、「３ 今後の対応」としては、上記「２ 検討」にて確認した内容を担保した上で、申請者が児童の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、児童の安全確保において、必要に応じて、教育委員会及び中幡小学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答する予定である。次に、２件目について、「１ 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が神南小学校から約８メートルの地点に所在しており、旅館業法第３条第４項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。「２ 検討」について、まず、（１）建築物の立地に関する観点では、当該建築物は、神南小学校が見える位置に建築されていることから、建物より学校生活を俯瞰できないような配慮が必要になる。そのため、順番が前後するが、（３）事業者への確認としては、１件目と同様に、当該施設の営業目的や安全対策の確認に加えて、バルコニー全体をシートで覆い、側面側の窓から学校が見える場合、鍵ストッパーやスモークシートを貼るなど、建物より学校生活を俯瞰できないよう対策を講じることを確認している。最後に（２）通学路に関する観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては児童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。「３ 今後の対応」については、１件目と同様の内容であるため、説明は割愛する。

—◇質疑応答 —————

（田丸委員）

○２件とも、建物から学校が俯瞰できないように対策を講じるとのことだが、その後の確認フローはあるのか。

(教育政策課長)

○現状、確認行為は行っていないが、今後は必要に応じて確認していく。

(加藤委員)

○資料１８ページの渋谷区ラブホテル建築規制条例において、「客室の外部に面する窓ガラスが透明ガラスであり、自然光を遮蔽するフィルム等が貼りつけていない構造」という明記があるが、今回の対策には該当しないのか。

(教育政策課長)

○今回は、営業の種別が旅館・ホテル営業のため、渋谷区ラブホテル建築規制条例は適用されない。

――◇議事結果 -----
○了承する。

◆報告２

令和７年度児童・生徒・園児数及び学級数について

――◇説明要旨 -----
(※別紙資料３に基づき学務課長が説明)

○令和７年度児童・生徒・園児数及び学級数について報告する。１ページ目が概要、２ページ以降は、添付資料として詳細な数値を掲載している。始めに、「１ 小学校」について、児童数は７，５３９人で、昨年度との比較では、１１人の減である。微減ではあるが、減少となるのは平成２４度以来となり、１３年ぶりとなる。次に、「２ 中学校」について、生徒数は１，９９６人で、昨年度との比較では、７人の減である。こちらも微減ではあるが、減少となるのは平成３０度以来となり、７年ぶりとなる。２ページをご覧いただきたい。こちらの資料は、児童生徒数及び学級数の詳細をまとめた資料で、上段が小学校、下段が中学校となっている。常磐松小学校には今年度より、新たに「自閉症・情緒障害 特別支援学級」を設置し、３年生１名・４年生２名の計３名で、学級をスタートしている。次に、「３ 幼稚園」について、園児数は１１４人で、昨年度との比較では、１３人の減である。園児数について、令和元年度以降、減少傾向が続いている状況である。なお、昨年度末の令和７年３月３１日をもって、区立本町幼稚園は閉園したため、学級数は、昨年度と比べて、本町幼稚園の４歳児クラスと５歳児クラスの分で、２学級の減となっている。続いて、「４ 新１年生の就学状況」である。初めに「(１) 小学校」である。①対象者数は１，４８８人で、そのうち、②区立小学校入

学者数は1,142人であり、令和4年度の1,363人を増加のピークとし、令和5・6・7年度と連続して減少傾向が続いている。小学校については、令和4年度の新1年生から学校希望選択制を廃止しているため、原則、住まいの学区域の指定校に入学することになる。指定校入学者は999人である。なお、調整区域や兄弟関係等、指定校変更許可基準に該当する方は、保護者からの申請に基づき指定校を変更することができる。指定校変更入学者は、133人である。④区立小学校への入学率は、②区立小学校入学者数を、①の対象者数で割った数値を記載しており、76.7%で前年度とほぼ同程度の入学率となっている。次に、「(2) 中学校」である。①対象者数は1,409人で、そのうち、②区立中学校入学者数は660人である。中学校は引き続き学校選択希望制を実施しているので、今年度も入学者数660人のうち、208人が指定校変更をして入学している。④区立中学校への入学率も、前年度とほぼ同程度の入学率となっている。5ページには、新1年生の就学状況を学校別に示している。左から通学区域の対象者数、区立への入学者数、入学者数の内数として、指定校入学者、他校から指定校変更で入学した人数の指定変更（増）、渋谷区以外からの入学した人数の区域外（増）、続いて、指定校変更で他校へ入学した人数の指定変更（減）、私立等への入学者数となっている。左から2列目、入学者数だが、広尾中学校の入学者は48人となり、今年度の1年生は2クラスとなった。広尾中学校は例年2クラスだったが、学校建て替えで移転の影響を受ける現在の3年生から入学者数が減少し、3年生と2年生は1クラスとなっていた。この広尾中学校の生徒数の減少等を受け、昨年度は、仮設校舎のネガティブなイメージを払拭するため、青山キャンパスの情報を積極的に発信してきた。その効果あってか、今年度の広尾中学校の新入生は、減少前の頃の人数に戻り、2クラスとなった。また、昨年度は、上原・原宿外苑・松濤・渋谷本町学園の4校が抽選校となったが、最終的には、4校ともに、全員繰り上げ当選となり希望者全員が指定校変更をして入学している。表の中央の列、指定変更（増）の欄が、指定校変更をして入学した人数となっている。今年度の特徴として、先ほど申し上げた広尾中学区の動きが、移転の影響を受ける前に近い状態に戻ったことのほかに、鉢山中学区から松濤中学校を選択する生徒が例年よりも増えたことが挙げられる。例年、鉢山中学区から松濤中学校を選択する生徒は10人程度だが、今年度は20人に増えている。考えられる理由として、松濤中学校が今年の9月に青山キャンパスに移転することにより、校舎がキレイになること、それに加え、鉢山中学区と松濤中学区は、元々隣接しているが、松濤中学校が鉢山中学区からより近い位置に移転となり、通学しやすくなることが挙げられる。

—◇質疑応答 —————

(教育長)

○区立小学校に通った子供のうち、区立中学校に進学した割合は。

(学務課長)

○59%となり、約6割である。

(加藤委員)

○子供が減ったことで、特別支援学級等のニーズに応えることができるようになったのか。

(教育長)

○子供の減少と関係なく、特別支援教室を利用する子供の数が増加している印象であり、今まで子供の人数の関係で支援を行えなかったわけではない。

(松本委員)

○外国籍の子供は増えているか。

(学務課長)

○新入生の数においては、小学校が22人、中学校が16人であり、他区よりは多いが、例年と同規模である。

(田丸委員)

○広尾中学校の新入生が、減少前の頃の人数に戻ったことについて、情報発信を行うことが、効果があったように思われる。来年度以降も、継続的に広報活動を行うのか。今年から実際にオープンし、ライブ感ある情報が発信できるのではないか。

(学務課長)

○今年度、来年度も、引き続き継続していく予定である。今までは、パスでしか示せなかった実際の学校の様子を届けたい。また、令和8年度からオープンする西原キャンパスについても、情報発信を行っていきたい。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告3

令和6年度（下半期）放課後クラブ事故報告について

—◇説明要旨 —————

（※別紙資料4に基づき地域学校支援課長が説明）

○令和6年度（下半期）放課後クラブ事故報告について報告する。放課後クラブ事業は民間事業者に運営を委託していることから、区として適切な運営や対応ができているかを把握するため、令和元年度から、首から上のけがやトラブルについては軽微なものも含め保護者に受診をするようお願いし、その全てについて報告を受けている。また、けがのほか、体調不良等で救急搬送を要する場合も併せて報告を受けている。首から下のすり傷など軽微なけがについては、報告書の提出を求めている。事故発生時の対応については、児童の対応を優先して行い、併せて保護者へ連絡し、児童のお迎えの依頼、病院への受診について相談を行う。児童の状況や外傷の状況により、必要に応じて救急車の要請や学校の協力を得て対応を行うこともある。報告件数の合計は12件で、令和5年度の同時期より13件の減となっている。学年別の件数については、1学年から3学年までが大半を占めている。また、利用人数に比例して、けがの発生件数も多い傾向となっている。発生場所については、校庭が1番多くなっており、4件で全体の33%を占めている。受傷部位については、記載のとおりである。首から上の受傷については、軽微なものも報告をさせている。事故の内容は、委託事業者が事故対応した状況と保護者から後日聞き取りした内容を報告書として区に提出させている。児童単独によるけがが7件、複数人が関係したけがが5件であった。3日以上通院が必要となったけがは、骨折が1件であった。入院が必要な件数は0件、救急車による搬送は1件である。救急搬送事案は、雲梯から手を滑らせて落下し、脳震盪と診断された事案だったが、大事にはなかったところである。児童の見守りについては、校庭、クラブ室やほかの教室でも必ず1人以上の指導員が行っているが、児童の安全確保に向け、年5回の委託事業者連絡会などの機会を活用し、安全確保の再確認や注意喚起を行っていく。

—◇質疑応答 —————

（加藤委員）

○令和5年度と比較すると、半分以上件数として減少し、すばらしい。推測される要因はあるか。

（地域学校支援課長）

○昨年度から始めた事業者同士のフィードバックが考えられる。各校の発生件数が少ないため、各事業者同士で他校の事故について情報共有し、事務局が注意喚起を行ったことが、減少につながったのではないかと。

—◇議事結果 —————

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 平 岩 国 泰